

豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)

ルクセンブルグ籍／契約型／オープン・エンド型外国株式投資信託

交付運用報告書

作成対象期間 第4期(2014年1月1日～2014年12月31日)

<豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>

第4期末	
1口当たり純資産価格	93.56豪ドル
純資産総額	72,487千豪ドル
第4期	
騰落率	5.77%
1口当たり分配金額	8.40豪ドル

<米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>

第4期末	
1口当たり純資産価格	98.60米ドル
純資産総額	30,820千米ドル
第4期	
騰落率	3.35%
1口当たり分配金額	3.60米ドル

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

書面でのファンドの運用報告書(全体版)は受益者のご請求により交付されます。書面での交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

管理会社

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント・エス・エー

(旧名称:DWS・インベストメント・エス・エー)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。さて、豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)および米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)(以下個別にまたは総称して「ファンド」といいます。)は、このたび、第4期の決算を行いました。

ファンドの主な目的は、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことです。豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)のすべての資産は、通常、DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(以下「マスター・ファンド」といいます。)の豪ドル建豪ドルヘッジ受益証券に、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)のすべての資産は、通常、マスター・ファンドの米ドル建受益証券に投資されます。マスター・ファンドの主な目的は、新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建債券に投資することにより、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことです。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

その他記載事項

運用報告書(全体版)は代行協会のウェブサイト(https://japan.db.com/jp/content/gaito_mgmt_reports.html)の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。

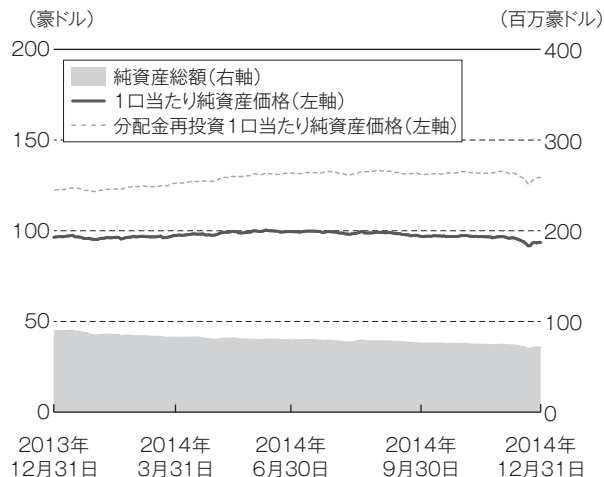
代行協会

ドイツ証券株式会社

運用経過

》当期の1口当たり純資産価格等の推移について

<豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>



第3期末の受益証券1口当たり純資産価格:	96.42豪ドル
第4期末の受益証券1口当たり純資産価格:	93.56豪ドル (分配金額8.40豪ドル)
騰落率:	5.77%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

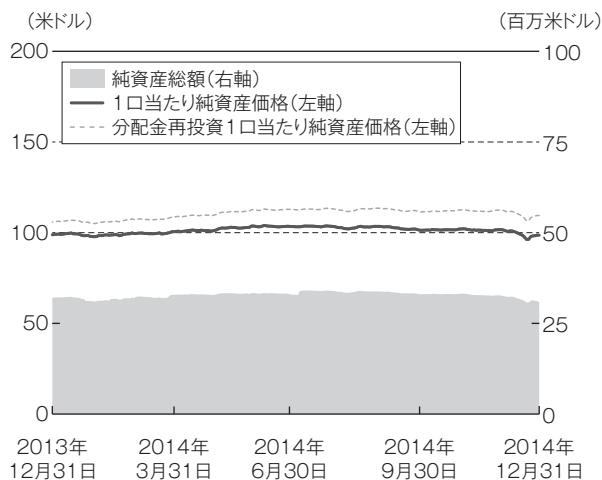
2014年における新興国の資本市場のパフォーマンスは非常にボラティリティが高くまちまちでしたが、米国などの中核市場の国債より利回りが高い新興国債券から恩恵を受け1口当たり純資産価格は上昇しました。

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。

(注2) ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

<米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>



第3期末の受益証券1口当たり純資産価格:	98.86米ドル
第4期末の受益証券1口当たり純資産価格:	98.60米ドル (分配金額3.60米ドル)
騰落率:	3.35%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

2014年における新興国の資本市場のパフォーマンスは非常にボラティリティが高くまちまちでしたが、米国などの中核市場の国債より利回りが高い新興国債券から恩恵を受け1口当たり純資産価格は上昇しました。

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。

(注2) ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

【費用の明細】

<豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>

項 目	項目の概要	
管理報酬 (一括報酬)	純資産総額の年率1.1%以内 管理会社は、ファンドから管理報酬(一括報酬)を受領し、 管理報酬からファンドの関係法人に対する報酬を支払 います。	管理報酬は、ポートフォリオ運用、管理事務、ファンドの 販売、保管受託銀行の業務およびその他ファンドが販売 される国で法律および規則により支払うべき手数料 (日本の代行協会員報酬等)の対価として管理会社に 支払われます。
その他の費用	0.07%	借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息、 監査および公告費用、その他の費用

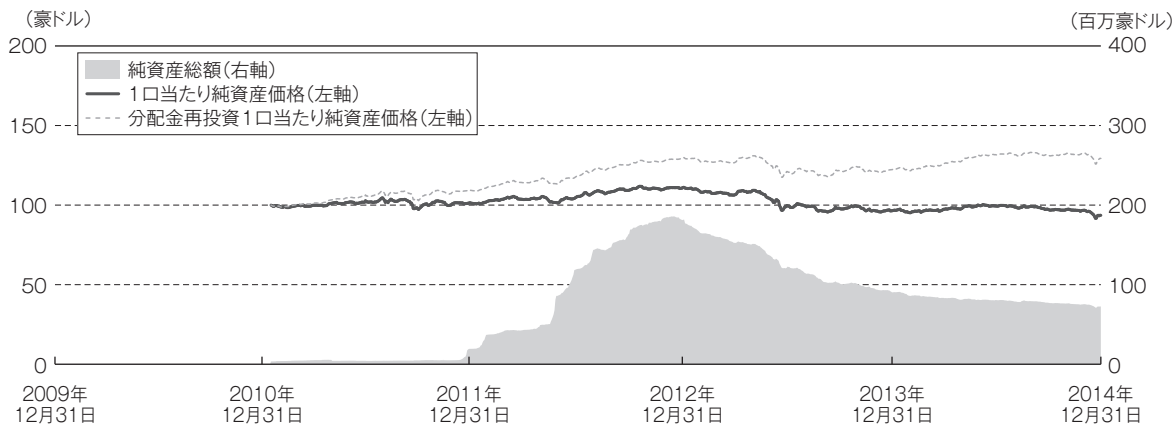
<米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>

項 目	項目の概要	
管理報酬 (一括報酬)	純資産総額の年率1.1%以内 管理会社は、ファンドから管理報酬(一括報酬)を受領し、 管理報酬からファンドの関係法人に対する報酬を支払 います。	管理報酬は、ポートフォリオ運用、管理事務、ファンドの 販売、保管受託銀行の業務およびその他ファンドが販売 される国で法律および規則により支払うべき手数料 (日本の代行協会員報酬等)の対価として管理会社に 支払われます。
その他の費用	0.07%	借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息、 監査および公告費用、その他の費用

(注) 報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用」については、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示しております。

》最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について

<豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>

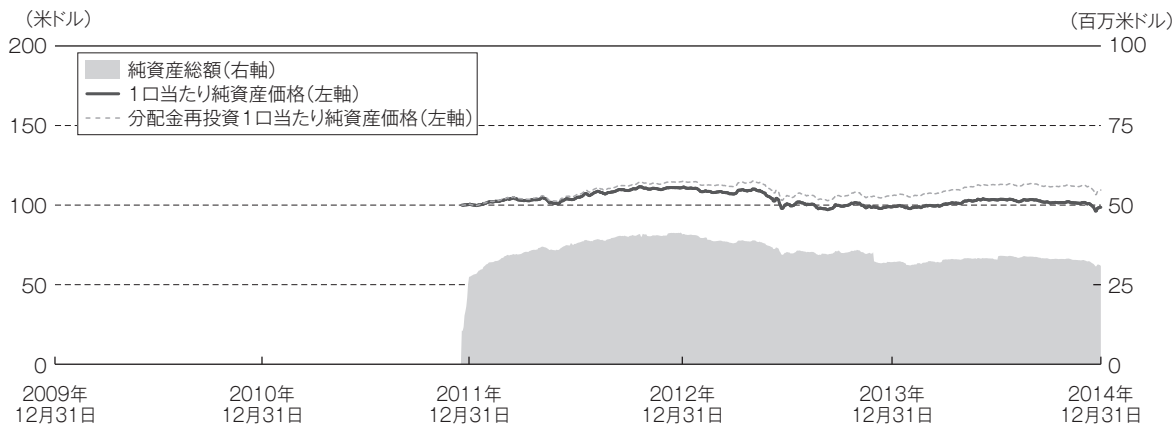


	設定日 2011年1月26日	第1期末 2011年12月末日	第2期末 2012年12月末日	第3期末 2013年12月末日	第4期末 2014年12月末日
1口当たり純資産価格(豪ドル)	100.00	101.22	110.73	96.42	93.56
1口当たり分配金額(豪ドル)	—	7.70	8.40	8.40	8.40
年間騰落率(%)	—	9.24	18.40	-5.47	5.77
純資産総額(千豪ドル)	3,490	19,279	181,049	90,270	72,487

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ファンドにベンチマークは設定されていません。

<米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>



	設定日 2011年12月16日	第1期末 2011年12月末日	第2期末 2012年12月末日	第3期末 2013年12月末日	第4期末 2014年12月末日
1口当たり純資産価格(米ドル)	100.00	100.34	110.97	98.86	98.60
1口当たり分配金額(米ドル)	—	—	3.60	3.60	3.60
年間騰落率(%)	—	0.34	14.42	-7.76	3.35
純資産総額(千米ドル)	10,509	27,314	40,787	32,075	30,820

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ファンドにベンチマークは設定されていません。

≫ 投資環境について

先進諸国の中央銀行の間で金融政策が乖離したことや、新興国の経済成長鈍化などから新興国の資本市場のパフォーマンスは非常にボラティリティが高くまちまちでした。米国では歴史的に低金利が長期にわたって続いた後の金利の方向性の変化の可能性が、欧州および日本のきわめて緩和的な金融政策とは対照的に際立ちました。さらに2014年後半のコモディティ市場の急落は新興国の債券価格にマイナスの影響を与えました。

≫ ポートフォリオについて

ファンドは新興市場の米ドル建て国債への投資を集中的に行い、さらに、新興国の社債もポートフォリオに組み入れました。全体的には、インドネシア国債などを含むアジアの国債はファンドのパフォーマンスにプラスに寄与し、ロシアやベネズエラのような石油輸出国の利付証券はパフォーマンスを悪化させました。

》 分配金について

当期(2014年1月1日~2014年12月31日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>

(金額:豪ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2014/ 1 /20	96.66	0.70 (0.72%)	1.01
2014/ 2 /20	95.47	0.70 (0.73%)	-0.49
2014/ 3 /20	96.15	0.70 (0.72%)	1.38
2014/ 4 /22	97.71	0.70 (0.71%)	2.26
2014/ 5 /20	98.90	0.70 (0.70%)	1.89
2014/ 6 /20	99.20	0.70 (0.70%)	1.00
2014/ 7 /22	99.01	0.70 (0.70%)	0.51
2014/ 8 /20	98.84	0.70 (0.70%)	0.53
2014/ 9 /22	97.22	0.70 (0.71%)	-0.92
2014/10/20	96.80	0.70 (0.72%)	0.28
2014/11/20	96.12	0.70 (0.72%)	0.02
2014/12/22	93.27	0.70 (0.74%)	-2.15

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a/b

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3)2014年1月20日の直前の分配落日(2013年12月20日)における1口当たり純資産価格は、96.35豪ドルでした。

<米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>

(金額:米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2014/ 1 /20	99.38	0.30 (0.30%)	0.83
2014/ 2 /20	98.36	0.30 (0.30%)	-0.72
2014/ 3 /20	99.32	0.30 (0.30%)	1.26
2014/ 4 /22	101.19	0.30 (0.30%)	2.17
2014/ 5 /20	102.64	0.30 (0.29%)	1.75
2014/ 6 /20	103.18	0.30 (0.29%)	0.84
2014/ 7 /22	103.18	0.30 (0.29%)	0.30
2014/ 8 /20	103.25	0.30 (0.29%)	0.37
2014/ 9 /22	101.79	0.30 (0.29%)	-1.16
2014/10/20	101.58	0.30 (0.29%)	0.09
2014/11/20	101.05	0.30 (0.30%)	-0.23
2014/12/22	98.33	0.30 (0.30%)	-2.42

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a/b

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3)2014年1月20日の直前の分配落日(2013年12月20日)における1口当たり純資産価格は、98.85米ドルでした。

今後の運用方針

引き続き当初の運用方針通り、主として、新興国の政府および政府機関等の発行する債券等を主要投資対象としインカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。運用方針としましては、経済ファンダメンタルズや割安度等を注視しながら選択的に投資を行う予定です。また引き続き保有(キャリア)効果の獲得を狙った戦略をとる予定です。

お知らせ

管理会社は2015年4月30日付でDBプラティナム・アドバイザーズ・エス・エーと合併し、管理会社の名称は2015年5月1日付で「DWS・インベストメント・エス・エー」から「ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント・エス・エー」に変更されました。

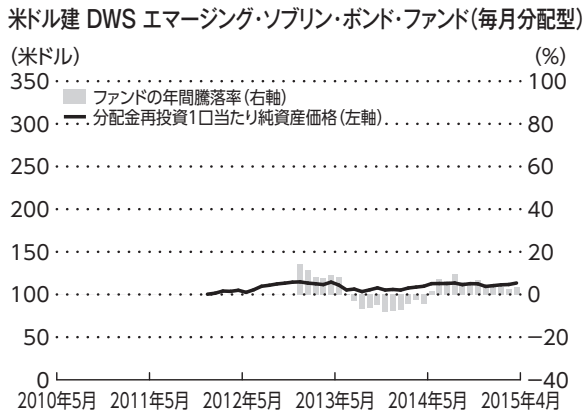
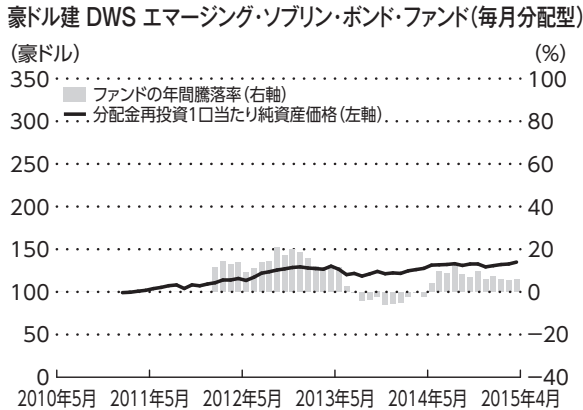
また、2015年4月23日付で保管受託銀行の名称が「ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー」に変更されました。

ファンドの概要

ファンド形態	ルクセンブルグ籍／契約型／オープン・エンド型外国株式投資信託	
信託期間	無期限	
運用方針	新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建て債券に投資することにより、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指します。	
主要投資対象	ファンド	豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)： DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの豪ドル建豪ドルヘッジ受益証券 米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)： DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの米ドル建受益証券
	マスター・ファンド	新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建債券を投資対象とし、主に、米ドル建ての新興国の国債に投資します。ファンドの20%を上限として、米ドル以外の通貨建の新興国の国債に投資することができますが、米ドル以外の通貨ポジションは、原則として、対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
運用方法	すべての資産は、通常、マスター・ファンドに投資します。	
主な投資制限	<p>管理会社は、ファンドの資産の運用にあたり、以下の投資制限を遵守します。また、ファンドの投資先であるマスター・ファンドも、原則として、以下の投資制限を遵守します。以下は、ファンドの投資制限の要点を例示したものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①証券取引所で取引可能でない証券または別の規制市場(定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。)で取引されていない証券に、ファンドの資産の15%を超えて投資することはできません。 ②同一の発行体から同種の表章された権利の20%を超える部分を購入することはできません。 ③(i)何らかの種類の株式に投資すること、または(ii)株式に投資するその他の集団投資ファンドもしくは会社型投資ファンドの株式もしくは受益証券に投資することはできません。 ④公式の証券取引所への上場が認められていないかまたは別の規制市場(定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。)で取引されていない譲渡可能証券のショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。ただし、ファンドは、かかる証券が流動性が高く、ファンドの資産の10%を超えない場合は、規制市場で相場を付けられずまたは取引されていない譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することができます。また、同じ発行体により発行された同種の証券の10%を超える譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。 ⑤ファンドの勘定による借入れを行うことはできません(ただし、一時的に、ファンドの資産の10%を上限として借入れを行うことはできます。) ⑥デリバティブ金融商品に関する証拠金支払いは、ファンドの資産の50%を超えることはできません。ファンドの流動資産の準備金は、少なくともファンドにより提供される証拠金支払いの金額と同額でなければなりません。 <p>管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、ファンド受益証券の保有者(受益者)の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。</p>	
分配方針	毎月20日(同日が評価日でない場合、翌評価日)に分配を行います。	
繰上償還	ファンドは、いつでも管理会社により解散されることがあります。管理会社は、受益者の利益を勘案して、管理会社の利益を保護するために、または投資方針のために必要または適切であるとみなされる場合、ファンドの解散を決定することができます。ファンドの解散は、法律上定められる場合、強制的に行われます。	

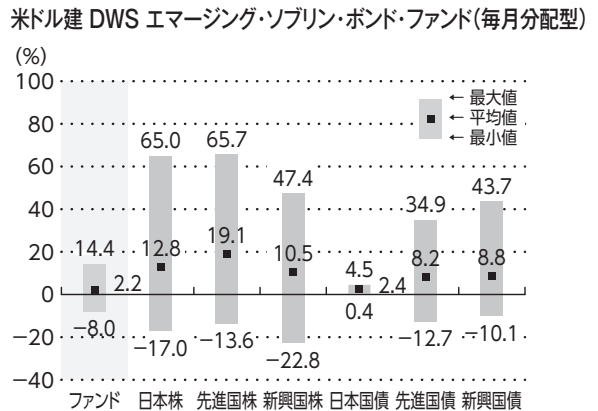
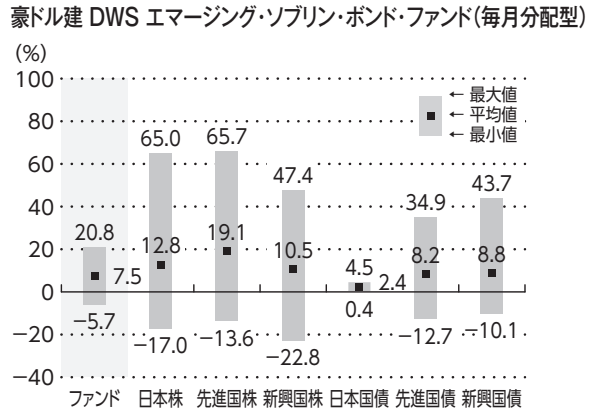
参考情報

- ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移
(2010年5月～2015年4月)



- ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較
(2010年5月～2015年4月)

グラフは、ファンド(基準通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、各ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また各ファンドの年間騰落率は、各受益証券の基準通貨建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した場合、騰落率は上記とは異なる場合があります。豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)については、設定日が2011年1月26日であるため、ファンドの年間騰落率は2012年1月以降のもの、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)については、設定日が2011年12月16日であるため、ファンドの年間騰落率は2012年12月以降のものとなります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)の設定日は2011年1月26日であるため2011年1月以降、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)の設定日は2011年12月16日であるため2011年12月以降を表示しております。
- ※3 2010年5月~2015年4月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)については、設定日が2011年1月26日であるため、ファンドの年間騰落率は2012年1月以降のもの、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)については、設定日が2011年12月16日であるため、ファンドの年間騰落率は2012年12月以降のものとなります。したがって、各ファンドと代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なります。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
 日 本 株: TOPIX (配当込み)
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)
 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引前配当込み、円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI国債
 先進国債: シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)
 (注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」といいます。) の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価値指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク (以下「MSCI」といいます。) が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切の責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス (除く日本) は、Citigroup Index LLCが設計、算出、公表する債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC (以下「J.P.Morgan」といいます。) が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

ファンドデータ

≫ ファンドの組入資産の内容(第4期末現在)

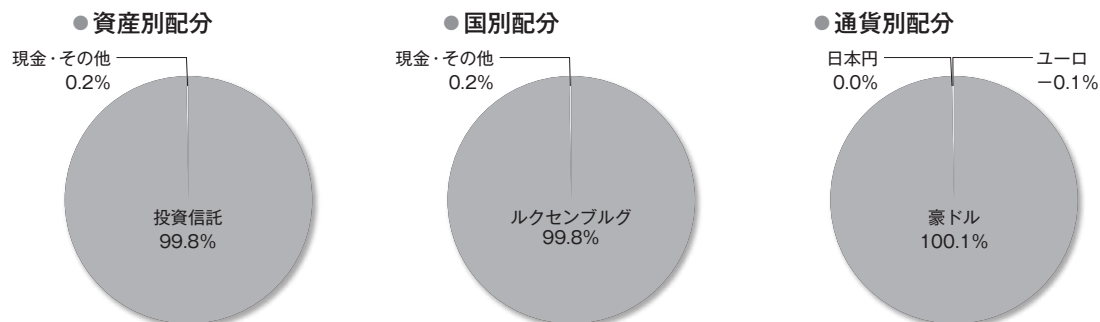
<豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>

● 組入上位資産

(組入銘柄数: 1 銘柄)

	組入比率
DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの豪ドル建豪ドルヘッジ受益証券	99.76%

(注) 組入比率は純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。



(注) 組入全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書(全体版)に記載されています。

≫ 純資産等

項 目	第4期末
純 資 産 総 額	72,486,980.57豪ドル
発 行 済 口 数	774,803口
1口当たり純資産価格	93.56豪ドル

第4期中		
販売口数	買戻口数	発行済口数
31,378口 (31,378口)	192,793口 (192,793口)	774,803口 (774,803口)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

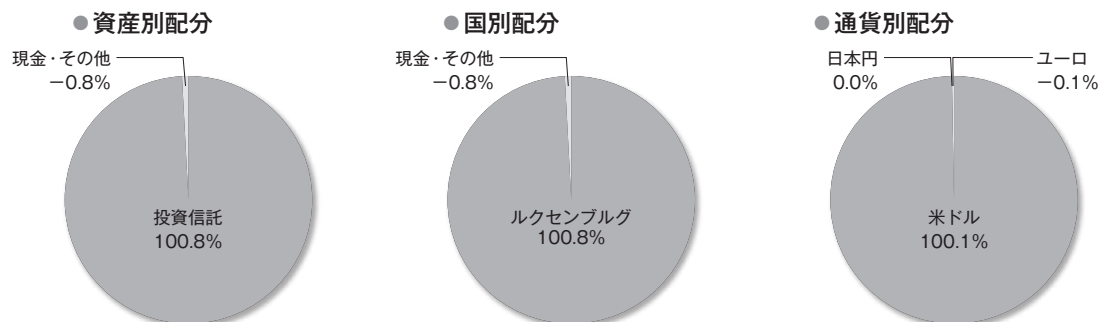
<米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)>

●組入上位資産

(組入銘柄数:1銘柄)

	組入比率
DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの米ドル建受益証券	100.80%

(注)組入比率は純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。



(注)組入全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書(全体版)に記載されています。

》 純資産等

項 目	第4期末
純 資 産 総 額	30,820,454.64米ドル
発 行 済 口 数	312,586口
1口当たり純資産価格	98.60米ドル

第4期中		
販売口数	買戻口数	発行済口数
31,800口 (31,800口)	43,650口 (43,650口)	312,586口 (312,586口)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

マスターファンドの概要

》 DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(2014年1月1日~2014年12月31日)

● 保有銘柄情報

(組入銘柄数:67銘柄)

上位保有10銘柄	利率	対純資産総額比率(%)
Turkey Government International Bond 2005/2020	7.000%	3.2%
Power Sector Assets & Liabilities Management Corp -Reg- 2009/2024	7.390%	2.9%
Export-Import Bank of India (MTN) -Reg- 2013/2023	4.000%	2.7%
Republic of Turkey 2009/2019	7.500%	2.6%
Majapahit Holding BV -Reg- 2009/2020	7.750%	2.5%
Hungary Government International Bond 2010/2020	6.250%	2.5%
Panama Government International Bond 1999/2029	9.375%	2.5%
Indonesia Government International Bond -Reg- 2009/2019	11.625%	2.2%
Mexico Government International Bond (MTN) 2004/2034	6.750%	2.2%
Republic of Belarus 2010/2015	8.750%	2.1%

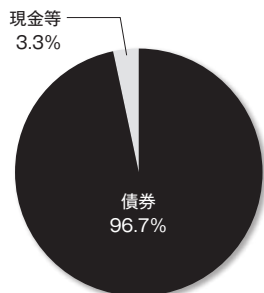
(2014年12月31日現在)

● 費用の明細

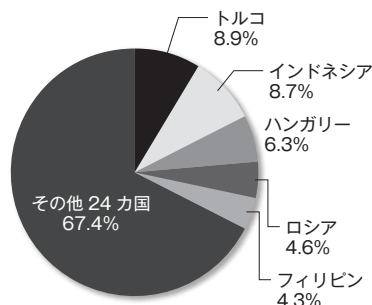
項目	
管理報酬	863,155.54米ドル
保管報酬	4,930.94
監査費用、弁護士費用および公告費用	34,630.44
年次税	19,107.07
その他費用	183,366.46
合計	1,105,190.45

(注) 上記は年間総額を表示しています。

● 資産別配分



● 国別配分



● 通貨別配分



(注) 資産別配分は純資産比率、未収利息を加算しています。国別配分は債券ポートフォリオ部分に対する組入資産の比率です。小数点以下第一位までの表示としていますので合計が100%にならないことがあります。